

《用語及び解説》

【あ】 **■ISO14001**

用語及び解説：「環境マネジメントシステム」を参照。

【え】 **■エコアクション21**

用語及び解説：「環境マネジメントシステム」を参照。

■NPO

Non-Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」などと訳される。「NPO法人」は「特定非営利法人促進法」（NPO法）に基づいて所轄庁より法人格を認められた民間の非営利団体。

【お】 **■温室効果ガス**

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

その後、平成25年3月の法改正により三フッ化窒素が追加され、対象物質は計7物質となった。

【か】 **■海岸漂着物処理推進法**

正式名称を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」といい、平成21年に公布された法律である。

本法は、海岸漂着物等が深刻な影響を及ぼしている現状をふまえ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策等に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

■拡大生産者責任（EPR）

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。

このことにより、生産者に対し、廃棄されにくい、またはリユース・リサイクルしやすい製品の開発・生産の動機づけとなる。

■ガス化溶融炉

焼却炉の一種で、廃棄物を低酸素状態で加熱することで、熱分解して発生したガスを燃焼または回収するとともに、灰や不燃物を溶融炉に投入し、1,300℃以上の高温で溶融する施設のこと。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。

【か】 ■家電リサイクル法

正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といい、家電製品のリサイクルを促進するため、平成10年に公布された法律である。特定家庭用機器としては、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機の4品目が指定されており、特定家庭用機器が不要となった場合、消費者・販売店・製造業者に対して以下の責務が課せられることとなっている。

- (1) 消費者には、再商品化などに係る費用の負担（運搬費，リサイクル料金）
- (2) 販売店には、消費者からの引取りおよび製造業者への引渡し
- (3) 製造業者には、再商品化

■環境会計

事業者等が、持続可能な発展をめざして、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組みのこと。

■環境カウンセラー制度

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに住民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材を派遣する制度。

■環境家計簿

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているか、どのように改善していけばよいかのわかる出納簿のこと。

特に決まった形式はないが、毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリン、燃えるごみなどの量を温室効果ガスである二酸化炭素に換算する手法が一般的である。

■環境基本法

公害対策だけでなく、自然環境の保全や地球環境問題への対応なども視野に入れた環境行政の新たな枠組みが定められており、平成5年に公布された法律である。

具体的には、環境の保全について基本理念を、さらに、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項が定められている。

■環境マネジメントシステム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくための体制、手続等を指す。代表例として、国際標準化機構（ISO）のISO14001やEUのEMAS（Eco-Management and Auditing Scheme）がある。経営層が環境方針を策定し、これに沿って「Plan→Do→Check→Action」のPDCAサイクルを繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていこうとするもの。

また、環境省では、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法としてエコアクション21を策定している。本システムは、中小事業者等でも容易に取り組める環境マネジメントシステムとなっている。

■環境ラベル

製品の環境側面に関する情報を提供するものであり、①「エコマーク」など第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するもの、②事業者が自らの製品の環境情報を自己主張するもの、③LCA*を基礎に製品の環境情報を定量的に表示するものなどがあり、それぞれISO（JIS）規格がある。

※LCA（ライフサイクルアセスメント）とは、製品の原料調達から生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおける投入資源、環境負荷およびそれらによる地球や生態系への潜在的な環境影響を定量的に評価する手法。

【き】 **■業種別活動量指標**

産業廃棄物の発生量に関連した、従業者数、製造品出荷額、元請完成工事高等の指標のこと。

【く】 **■グリーン購入**

環境に負荷の少ない環境配慮型の商品を選択し、購入すること。

■グリーン購入法

正式名称を「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成12年に公布された法律である。

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組を強化することに加え、その再生品等に対する需要が確保されることが重要であることから、本法は、需要面から循環型社会の形成に資するものとして制定された。

■グリーン調達

企業などが、容器・包装や部品、原材料などの資材分野で、環境配慮型資材等を選択し、調達すること。

【け】 **■建設リサイクル法**

正式名称を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成12年に公布された法律である。

本法では、近年、建設工事に伴い発生する廃棄物が増大していること、最終処分場の不足、不適正処理等の廃棄物処理をめぐる問題が深刻化してきていることから、特定建設資材として ①コンクリート塊、②建設発生木材、③アスファルト・コンクリート塊を定義し、分別解体や再資源化などを義務づけている。

【こ】 **■ごみ**

廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に定義している。廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となり、一般廃棄物から生活排水（し尿、生活雑排水）を除いたものが、ごみとして位置づけられる。

【さ】 **■サーマルリサイクル（熱回収）**

廃棄物から熱エネルギーを回収すること。サーマルリサイクルはリサイクルと同義語であり、マテリアルリサイクルと対比した言葉としてリサイクルの内容を分かりやすく説明する時などに使用される。

■再使用

用語及び解説：「リユース」を参照。

■再生利用

用語及び解説：「リサイクル」を参照。

■産業廃棄物管理票

用語及び解説：「マニフェスト」を参照。

【さ】 ■産業廃棄物減量税

産業廃棄物の排出量の削減と資源化の取組を促進するため、産業廃棄物が最終処分場に搬入された際に課税する制度で、島根県では平成17年 4月から導入されている。

産業廃棄物を最終処分場に搬入する場合、産業廃棄物 1 t 当りに対して 1,000 円が課税される。

【し】 ■資源有効利用促進法

正式名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正したものである。

本法では、①事業者による製品の回収・リサイクルの実施など、リサイクル対策の強化、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策、③回収した製品の部品等の再使用対策を講じ、④産業廃棄物対策としても副産物の発生抑制およびリサイクルを促進し、循環型経済システムの構築を目指しめざしている。

なお、アルミ缶、スチール缶、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小型二次電池については、製造事業者に対し、識別表示が義務づけられている。

■自動車リサイクル法

正式名称を「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、平成14年 7月に公布された法律である。

本法は、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにて、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図り、もって生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。本法では、使用済自動車の最終所有者に対し、リサイクル（フロン類の回収・破壊並びにエアバック類およびシュレッターダストのリサイクル）に要する費用の負担を義務付けている。

■しまねエコライフサポーター（島根県地球温暖化防止活動推進員）

島根県では、地域で市町村や島根県地球温暖化防止活動推進センター等と一緒に地球温暖化の現状やその重要性について県民に普及啓発を行う方を島根県知事が「島根県地球温暖化防止活動推進員」として委嘱し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第23条に規定された地球温暖化活動を推進する地域のリーダーの位置付けで、主に家庭や県民への普及啓発を担っている。

■しまね環境アドバイザー

島根県と（公財）しまね自然と環境財団では、県民が環境について学び、理解を深めていただくため、環境について専門的な知識や豊富な経験を持った方を、『しまね環境アドバイザー』として登録し、県民又は事業者が環境の保全等に関する自発的な活動として主催する講演会、研修会、講習会等に派遣している。

■しまねグリーン製品認定制度

島根県では循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため、平成16年6月に「しまねグリーン製品認定制度」を創設した。この制度は、循環資源の再資源化を推し進め廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成および地球温暖化の防止を図ると同時に、環境に配慮した県産品を育成して、県内産業の振興に寄与することを目的としており、製品の募集は毎年1回行っている。

【し】 **■島根県環境基本計画**

平成9年10月に制定した島根県環境基本条例に基づき平成11年2月に策定(平成18年3月改訂)された計画で、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための長期的な目標およびそれを実現するための施策大綱などを定めたもので、平成22年度に改訂した。

■島根県地球温暖化対策実行計画

島根県地球温暖化対策実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、島根県における地球温暖化対策を推進する計画として、平成23年3月に策定した。

■集団回収

自治会、PTA、子供会などが主体となって、家庭から出る新聞、空き缶、びんなどの資源物を自主的に回収し、資源化(資源回収業者に引渡し)すること。

また、自治体によっては、集団回収の促進のため、回収量等に応じて助成金を交付している場合もある。

■循環型社会

循環型社会形成推進基本法に示されるように、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいう。

■循環型社会形成推進基本法

循環型社会を形成するための基本法で、平成12年に公布された。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」(EPR)および事業者・国民の排出者責任を明確に位置付けたことが特徴である。

また、廃棄物の処理について優先順位を初めて法定化している。①廃棄物の「発生抑制(リデュース)」②使用済み製品をそのまま使う「再使用(リユース)」③使用済み製品を原材料として利用する「再生利用(リサイクル)」④廃棄物の「適正処分」。また、政府は「第三次循環型社会形成推進基本計画」を平成25年5月に閣議決定している。

■循環資源

循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等(事業活動に伴い副次的に得られた副産物など)のうち有用なものを指す。

実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、資源等と同等であるといえる。

循環資源の利用は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することであり、廃棄物等の発生抑制と循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)を推進するために考案された概念である。

■焼却残さ

ごみ焼却施設でごみを焼却処理した際に排出される残さで、焼却炉の炉底から排出される「焼却灰」と集じん設備で集められるばいじん等の「飛灰」をいう。

■静脈産業

製品が廃棄物等となった後にそのリサイクルや適正処分等を行う産業のこと。

【し】 ■食品リサイクル法

正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品廃棄物の排出抑制等を図るため、平成12年に公布（平成19年6月改正）された法律である。

また、年間の排出量が100 t以上の食品関連事業者に対し、毎年度、主務大臣に対して定期報告が義務付けられている。

【す】 ■スリーアール（3R）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の三つの頭文字をとったもの。

【せ】 ■生物多様性

生物多様性とは、あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念をいう。

■前計画

平成23年度から平成27年度を計画期間とする「第2期しまね循環型社会推進計画（平成23年3月改訂）」のこと。

【た】 ■ダイオキシン類

ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。

現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼など。プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

■堆肥

生ごみや家畜ふん尿あるいは汚泥などの有機物を、微生物により分解（発酵）し、完熟させたものをいう。

出来た堆肥は、畑等で有効利用される。また、一般家庭や事業所等で利用できる小型の生ごみ処理機も流通しており、自治体によっては製品の購入時に補助金を交付しているところもみられる。

【ち】 ■地産地消

地域で生産された食べ物（農産物）をその地域で消費すること。

【つ】 ■ツーアール（2R）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用の二つの頭文字をとったもの。

第三次循環型社会形成推進基本計画では、リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会経済システムをめざすとしている。

【て】 **■低炭素社会**

経済発展を妨げることなしに、温室効果ガス排出を大幅削減した社会のこと。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存が、温室効果ガスを大量に発生させている。

気候変動を避けるためにも、低炭素社会への移行が求められており、再生可能エネルギーやエネルギー効率の向上、断熱などによる無駄なエネルギー需要の削減など、様々な方策が考えられる。

【と】 **■特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物**

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもの。

特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定されており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿、水銀廃棄物などが指定されている。

【ね】 **■熱回収**

用語解説：「サーマルリサイクル」を参照。

【は】 **■バイオマス**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

■廃棄物処理法

正式名称を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和45年に公布された法律（平成22年5月一部改正）である。本法は、廃棄物の排出を抑制し、また、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

■排出者責任

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者がその適正処理に関する責任を負うべきであるという考え方。

具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等があげられる。

■発生抑制

用語解説：「リデュース」を参照。

【ひ】 **■PCB**

用語解説：「ポリ塩化ビフェニル」を参照。

【ほ】 **■ポリ塩化ビフェニル（PCB）**

昭和4年に初めて工業製品化されて以来、電気絶縁油等さまざまな用途に用いられてきたが、環境中では難分解性であり生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、製造及び輸入が原則禁止された。平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、平成39年までに処理を終えることとしている。

【ま】 **■マニフェスト（＝産業廃棄物管理票）**

産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する場合、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務づけられていたが、廃棄物処理法の一部改正に伴い、平成10年12月から全ての産業廃棄物に適用されることとなった。

マニフェスト伝票には廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で受け渡す。排出事業者および産業廃棄物処理業者（産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業者で特別管理産業廃棄物処理業者も含む）は、管理票またはその写しを5年間保存し、排出事業者は管理票に関する報告書を都道府県知事（事業所を所管する保健所）に提出することとなっている。

【ゆ】 **■優良産業廃棄物処理業者認定制度**

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。

平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設された制度※で、改正法の施行日である平成23年4月1日より運用開始。

※廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項

【よ】 **■容器包装リサイクル法**

正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律」といい、容器および包装製品のリサイクルを促進するため、平成7年に公布された法律（平成18年6月一部改正）である。

本法では、一般廃棄物の約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物をリサイクルするため、消費者・行政・事業者に対して以下の義務を課せている。

- (1) 消費者には、市町村が行う分別収集に積極的に協力すること
- (2) 行政には、消費者が分別排出したものを分別収集し、事業者へ引渡すこと。
- (3) 事業者には、引き取った容器包装廃棄物を再商品化すること。

なお、本法では、容器包装廃棄物を以下の10品目に分類している。

- ①茶色びん、②無色びん、③その他色びん、④アルミ缶、⑤スチール缶、
- ⑥段ボール、⑦紙パック、⑧その他紙製容器包装、⑨ペットボトル、
- ⑩その他プラスチック製容器包装

■溶融スラグ

燃焼熱や電気から得られたエネルギー等により、焼却残さ等の一般廃棄物を概ね1,200℃以上の高温条件下で無機物を溶融した後、冷却した固化物。

近年、アスファルト道路用の骨材等として、建設資材への利用が進められている。

【り】 ■リサイクル（＝再生利用）

廃棄物を再生利用すること。また、再生利用は、マテリアルリサイクルとサーマルリサイクルに区分することができ、本計画では、材料としてリサイクルする場合をマテリアルリサイクル、熱の有効利用を行う場合をサーマルリサイクルとして区別している。

■リターナブル容器

洗浄・消毒等を行ったのちに再度、同じ用途で再利用される容器のこと。代表的なものとしては、ビールびん、牛乳びん、酒の一升びんなどがある。

■リデュース（＝発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められる。

また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要。

■リユース（＝再使用）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、

- (1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」
- (2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」
- (3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。